

(別表1)

訪問看護利用料金表(介護保険)

サービス項目		単 位	自己負担額			
			1割	2割	3割	
訪問看護費	20分未満	314単位	314円	628円	942円	
	30分未満	471単位	471円	942円	1,413円	
	30分以上1時間未満	823単位	823円	1,646円	2,469円	
	1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,128円	2,256円	3,384円	
	作業療法士・理学療法士等	1回あたり20分	294単位	294円	588円	882円
<p>※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、基本単位数の10%を減算します。50人以上の場合は15%を減算します。</p> <p>※通常の時間帯以外でサービスを行う場合は、次の割合で料金が割増しされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝(午前6時～午前8時) : 25%増 ・夜間(午後6時～午後10時) : 25%増 ・深夜(午後10時～午前6時) : 50%増 						
加算項目	初回加算(Ⅰ)(初回月のみ)		350単位	350円	700円	1,050円
	初回加算(Ⅱ)(初回月のみ)		300単位	300円	600円	900円
	長時間訪問看護加算(回)		300単位	300円	600円	900円
	退院時共同指導加算(回)		600単位	600円	1,200円	1,800円
	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(月1回)		600単位	600円	1,200円	1,800円
	特別管理加算(Ⅰ)(月1回)		500単位	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算(Ⅱ)(月1回)		250単位	250円	500円	750円
	複数名による訪問看護加算(Ⅰ) (看護師と訪問)	30分未満	254単位	254円	508円	762円
		30分以上	402単位	402円	804円	1,206円
	複数名による訪問看護加算(Ⅱ) (看護補助者と訪問)	30分未満	201単位	201円	402円	603円
		30分以上	317単位	317円	634円	951円
	ターミナルケア加算(月)		2,500単位	2,500円	5,000円	7,500円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(回)		6単位	6円	12円	18円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(回)		3単位	3円	6円	9円	

※津山市は1単位=10円で計算します。

○その他保険外の費用

その他	エンゼルケア料金(死後の処置)		12,000円	
	交通費	(実施区域を超えた部分)	5km未満	無料
			5km～10km	200円
		10km以上	500円	

(令和6年6月1日改定)

訪問看護ステーションこだま

【加算項目の内容】

■ 初回加算(Ⅰ)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所などから退院した日に訪問看護を実施した場合、初回月のみ加算する
■ 初回加算(Ⅱ)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所などから退院した翌日以降に訪問看護を実施した場合、初回月のみ加算する
■ 長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合
■ 退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院又は入所中の方が、退院時共同指導(主治医等と在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供する)を行った後に、退院又は退所後に初回の訪問看護を行った場合
■ 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合、24時間常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制にある訪問看護ステーションが、計画にない緊急の訪問を行う場合 ・緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理体制の整備が行われている場合
■ 特別管理加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・胃チューブ留置(経鼻・胃ろう) ・腹膜透析 ・気管切開、気管カニューレ(永久気管孔を含む) ・膀胱留置カテーテル ・PTCDなど(種々ドレーンなどの留置) ・輸液用ポート ・数日間継続的に行っている、サーフローによる点滴等 <p>※以上の状態にあるものに対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合</p>
■ 特別管理加算(Ⅱ)	<ol style="list-style-type: none"> ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、または在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人工肛門または人工膀胱を設置している状態 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態 <p>※以上の状態にあるものに対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合</p>
■ 複数名による訪問看護加算	<p>同時に複数の看護師(看護補助者)が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合で、いずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合 ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ・その他利用者の状況等から判断して、アまたはイに準ずると認められる場合
■ ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
■ サービス提供体制強化加算(イ)	勤続年数7年以上の看護師を30%以上配置し、計画的な研修を実施している場合
■ サービス提供体制強化加算(ロ)	勤続年数3年以上の看護師を30%以上配置し、計画的な研修を実施している場合

(別表1)

訪問看護利用料金表(介護予防)

サービス項目		単 位	自己負担額			
			1割	2割	3割	
訪問看護費	20分未満	303単位	303円	606円	909円	
	30分未満	451単位	451円	902円	1,353円	
	30分以上1時間未満	794単位	794円	1,588円	2,382円	
	1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,090円	2,180円	3,270円	
	作業療法士・理学療法士等	1回あたり20分	284単位	284円	568円	852円
<p>※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、基本単位数の10%を減算します。50人以上の場合は15%を減算します。</p> <p>※通常の時間帯以外でサービスを行う場合は、次の割合で料金が割増しされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝(午前6時～午前8時) : 25%増 ・夜間(午後6時～午後10時) : 25%増 ・深夜(午後10時～午前6時) : 50%増 						
	初回加算(Ⅰ)(初回月のみ)	350単位	350円	700円	1,050円	
	初回加算(Ⅱ)(初回月のみ)	300単位	300円	600円	900円	
	長時間訪問看護加算(回)	300単位	300円	600円	900円	
	退院時共同指導加算(回)	600単位	600円	1,200円	1,800円	
	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(月1回)	600単位	600円	1,200円	1,800円	
	特別管理加算(Ⅰ)(月1回)	500単位	500円	1,000円	1,500円	
	特別管理加算(Ⅱ)(月1回)	250単位	250円	500円	750円	
	複数名による訪問看護加算(Ⅰ) (看護師と訪問)	30分未満	254単位	254円	508円	762円
		30分以上	402単位	402円	804円	1,206円
	複数名による訪問看護加算(Ⅱ) (看護補助者と訪問)	30分未満	201単位	201円	402円	603円
		30分以上	317単位	317円	634円	951円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(回)	6単位	6円	12円	18円	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(回)	3単位	3円	6円	9円	

※津山市は1単位=10円で計算します。

○その他保険外の費用

その他	エンゼルケア料金(死後の処置)		12,000円	
	交通費	(実施区域を超えた部分)	5km未満	無 料
			5km～10km	200円
			10km以上	500円

(令和6年6月1日改定)
訪問看護ステーションこだま

【加算項目の内容】

■ 初回加算(Ⅰ)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所などから退院した日に訪問看護を実施した場合、初回月のみ加算する
■ 初回加算(Ⅱ)	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所などから退院した翌日以降に訪問看護を実施した場合、初回月のみ加算する
■ 長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合
■ 退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院又は入所中の方が、退院時共同指導(主治医等と在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供する)を行った後に、退院又は退所後に初回の訪問看護を行った場合
■ 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合、24時間常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制にある訪問看護ステーションが、計画にない緊急の訪問を行う場合 ・緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理体制の整備が行われている場合
■ 特別管理加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・胃チューブ留置(経鼻・胃ろう) ・腹膜透析 ・気管切開、気管カニューレ(永久気管孔を含む) ・膀胱留置カテーテル ・PTCDなど(種々ドレインなどの留置) ・輸液用ポート ・数日間継続的に行っている、サーフローによる点滴等 <p>※以上の状態にあるものに対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合</p>
■ 特別管理加算(Ⅱ)	<p>①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、または在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</p> <p>②人工肛門または人工膀胱を設置している状態</p> <p>③真皮を超える褥瘡の状態</p> <p>④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態</p> <p>※以上の状態にあるものに対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合</p>
■ 複数名による訪問看護加算	<p>同時に複数の看護師(看護補助者)が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合で、いずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合 ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ・その他利用者の状況等から判断して、アまたはイに準ずると認められる場合
■ サービス提供体制強化加算(イ)	勤続年数7年以上の看護師を30%以上配置し、計画的な研修を実施している場合
■ サービス提供体制強化加算(ロ)	勤続年数3年以上の看護師を30%以上配置し、計画的な研修を実施している場合